

## 福島県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条及び「福島県児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づく児童家庭支援センター運営事業を実施する法人等に対し、当該センターの運営に要する経費及び開設初期の経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 県内で児童家庭センター運営事業を実施する法人等で、以下の要件をすべて満たす者（以下「補助法人等」という。）に対し、令和5年10月27日こ支虐第170号「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」に定める基準額及び対象経費の範囲内で補助する。

- (1) 法35条第4項に係る知事の認可を得た法人等であること。
- (2) 児童相談所、市町村等の関係機関との連携を図ることができる法人等であること。
- (3) 運営場所について、県と協議の上で決定していること。

2 この補助金の交付額は、前項の基準額及び対象経費と実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請は、福島県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- (1) 事業実施計画届（様式第2号）
- (2) 別紙（申請額算出内訳書）
- (3) 収支予算書（見込書）の抄本
- (4) その他参考となる書類

2 補助法人等は、第1項の申請を行うに当たり、この補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業費の20%以内の経費の配分額の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助法人等は、この事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合又は第4号前段により知事に報告があった場合には、その収入又はその仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助法人等は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、この事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助法人等は、この事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、補助法人等が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承諾を受けようとする場合は、福島県児童家庭支援センター運営事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期間)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第7条 補助法人等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県児童家庭支援センター運営事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県児童家庭支援センター運営事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 児童家庭支援センター運営事業集計表(1)(様式第7号-1)及び同(2)(様式第7号-2)

(2) 別紙(実績額算出内訳書・対象経費別実支出額内訳書)

(3) 収支決算書(見込書)の抄本

(4) 対象経費の支出を確認できる振込用紙や貸金台帳等の写し

(5) 初度調弁費より備品等を購入した場合には、配置した現物のカラー写真及び領収書の写し

(6) その他提出を求められた書類

2 補助法人等は、第1項の実績報告を行うに当たり、この補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金交付の決定通知を受けた補助法人等が、この事業を完了したときは、福島県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付請求書(様式第8号)を知事へ提出し交付請求しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

3 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県児童家庭支援センター運営事業費補助金概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助法人等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。